

津山市貨物運送事業継続支援金

(8月5日時点版)

津山市では、エネルギー価格の高騰により深刻な影響を受けている市内の貨物運送事業者(一般貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業)の皆さんに、事業を継続していただくため、支援金を交付します。

支援金額 (1事業者1回限り)

支援金の額は、下記の計算式により算出された金額となります。

計算1	運行管理者を配置した市内営業所に所属する貨物自動車(普通・小型)の数	台	・・・a
	運行管理者の配置のない市内営業所に所属する貨物自動車(普通・小型)の数	台	・・・b
	市内営業所に所属する貨物自動車(軽)の数	台	・・・c

計算2	aの台数が1台以上5台未満	30万円
	aの台数が5台以上10台未満	40万円
	aの台数が10台以上30台未満	50万円
	aの台数が30台以上	60万円

計算3	計算2により算出された額	万円	・・・A
	bの台数に2万円を乗じて得た額	万円 (上限10万円)	・・・B
	cの台数に2万円を乗じて得た額	万円 (上限10万円)	・・・C

支援金の額
(A+B+C)

万円

対象者

■ 共通

1. 「一般貨物自動車運送事業」又は「貨物軽自動車運送事業」を営んでいる
2. 直近の確定申告を行っている

(個人事業主は「営業等収入」についての「令和7年の確定申告」又は「令和8年度の住民税申告」)

※ただし、事業開始間もない者は、法人設立届出書又は個人事業主開業届出書を提出していること。

■ 法人

1. 「市内に本店・本社」又は「本拠 (主たる営業所※)」を有する

※最も「売上が多い」「従業員数が多い」「車両台数が多い」等事業活動の中核となる場所

■ 個人事業主

1. 「市内に住民票がある」又は「市内に本店・本社又は本拠 (主たる営業所※)」を有する

※最も「売上が多い」「従業員数が多い」「車両台数が多い」等事業活動の中核となる場所

※上記にかかわらず、次の方は対象外となります

○学校法人 ○政治団体 ○宗教上の組織若しくは団体 ○その他、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

申請受付期間

令和8年8月5日(水)～令和8年10月30日(金)

原則: 郵送 窓口来庁の場合は、平日の午前9時～17時

詳しくは裏面やHPをご確認ください。



津山市貨物運送事業継続支援金

申請に必要な書類

交付要件を確認するため、下記以外にも書類の提出を求めています。

- (1) チェックシート
- (2) 交付申請書兼実績報告書（様式第1号又は2号）
- (3) 津山市貨物運送事業継続支援金の額の計算書（様式第3号）
- (4) **一般貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営んでいることを証する書類の写し**
※公的機関（運輸局など）の押印がある書類や契約書などの写し。
- (5) **市内営業所に運行管理者を配置している場合は、市内営業所に運行管理者を配置していることを証する書類の写し**
- (6) **市内営業所に所属する貨物自動車の台数を証する書類の写し**
- (7) **直近の確定申告書等の写し**
法人：直近の事業年度の「法人税確定申告書別表一」と「法人事業概況説明書(1・2枚目)」の写し
個人事業主
・青色申告者：令和7年分の「所得税確定申告書B第一表」と「所得税青色申告決算書(1・2枚目)」の写し
・白色申告者：令和7年分の「所得税確定申告書B第一表」と「収支内訳書(1・2枚目)」の写し
・住民税申告者：令和8年度分の「住民税申告書」の写し
※事業開始間もない者は、法人設立届出書又は個人事業主開業届出書の写し。
- (8) 振込口座の通帳の写し（通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方）
- (9) 請求書
- (10) [個人事業主] 現住所が確認できる本人確認書類の写し（運転免許証、個人番号カード等）
- (11) [市内に本店・本社がない法人] 市内営業所が本拠であることを証する書類の写し
※各営業所の売上台帳、営業所ごとに所属する従業員数、車両台数等がわかる書類の写し。
- (12) [市内に住民票がない個人事業主] 市内に本店・本社又は本拠を有することを証する書類の写し

申請先・問い合わせ先

必要書類を揃え、郵送か窓口にて提出してください。

【郵送先・問合せ先】 〒708-0004 津山市山北663 津山市役所東庁舎
津山市産業経済部 商業・交通政策課 TEL：(0868) 32-2081

【申請窓口】 津山市商業・交通政策課（津山市山北663 津山市役所東庁舎2階）
※受付時間：平日の9時～17時